

2021年度（第36回）国立大学日本語教育研究協議会 情報交換「コロナ禍における日本語教育」

【分科会1】

「文化庁の施策説明を受けて 一どうなる？大学の日本語教師養成」報告

司会：小林由子（北海道大学）

増田氏の講演を受けて以下のような情報共有をおこなった。

(1) 大学の留学生に対する日本語教育担当教員の採用について

- ・任期付き採用者の雇用の増加、採用人数の削減など、日本語教育人材の採用枠は非常に不安定である。
- ・日本語教育領域の専門性に対する認識が大学内で不足している場合、日本語教育以外の領域の教員が採用されてしまう場合もある。
- ・教員の採用条件は各大学で決定されるものであるため、公的な基準を示すのは無理であるが、新規採用の際にはすでに大学にいる日本語教育教員が大学に対して専門性を具体的にわかりやすく、簡潔に示していくなどの努力が必要なのではないか。
- ・「日本語」の教師は他言語の教師と比較してしっかり養成されていると思う。一方で文化庁の施策等では常に「教師の質の向上」が課題として取り上げられる傾向があるため、社会的認知も「日本語教師＝質が担保されていない」という印象になってしまうのではないか。

(2) 「公認日本語教師」について

- ・「公認日本語教師」とはどのような現場で活躍する教師を想定しているのか。
→文化庁では「留学」、「就労」、「生活」の3活動分野について検討を行っている。「留学」については日本語学校の教員について法務省告示基準で教師の条件が定められている。「就労」、「生活」に関わる日本語教育についても公認日本語教師を配置してはどうかということが現在、協力者会議で検討がされている。（増田氏）
海外派遣の日本語教師、大学留学生別科の日本語教員は公認日本語教師の施策に紐づけされる対象でない。今後、公的機関による海外派遣の日本語教師は枠組みの中に含まれる可能性はある（増田氏）

(3) 教員養成課程の教育内容について

- ・文化庁への届け出においては、必須の教育内容（50項目）が教育課程でカバーできていることが必要であるが、各項目についてどのぐらい扱えば「カバーできている」と考えてよいのかわからない。
- ・文化庁の「日本語教育実態調査」によると日本語教員養成を行っている大学の「6割」が

文化庁の示す必須の教育内容に「対応済み」と回答している。一方で教員養成担当の教員数は3名以下がほとんどである。この結果に驚きを感じる。

- ・日本語教員養成担当教員の人数が限定されている状況下で、必須の教育内容は内容が多岐に渡るため、担当教員個人の質向上では解決できない問題があるのではないか。
- ・教育課程の内容のアウトソーシング（文化庁の動画や研修の活用等）について、学内で理解を得るのは大変だという現実もある。
- ・今後、各大学の教育内容の詳細について、文化庁でも調査してほしい
 - 必須の教育内容を授業の中でどのように扱うかは、大学によって決めてよいことになっている。たしかに「50項目すべてを教育課程で扱うことは難しい」という声も届いている。対応が難しい項目については文化庁の動画や研修を活用したり、「履修証明プログラム」の活用等で大学間の連携・協力に対応したりすることも検討していただければと考えている。（増田氏）

（4）その他

- ・「日本語教師養成の課題」として、教師教育者の課題が挙げられていたが、文化庁で具体的な検討はされているのか？
 - 検討は始まっていない。（増田氏）

以上